

地域ＳＯＳシステム～ 高齢者等行方不明者早期発見マニュアル ～

近年、高齢化が進み、名張市においても認知症の高齢者等が行方不明になる事案が増えていきます。市民の皆さまが、地域で支え合いながら安心して暮らすためには、認知症などに対する正しい理解を深め、さりげない見守りや気軽な声かけを行うなど、地域ぐるみで互いに支え合う環境を整えることが重要です。

このような日頃の取組が、高齢者等の行方不明者を出さない予防につながりますが、いざ、行方不明者が発生した場合、早期の搜索等の対策が必要です。高齢者等が行方不明になり、ご家族の意向によって公開搜索が必要となったときは、地域と行政、関係機関が一体となった対応をスピーディに、そしてスムーズに行なえるよう、下記のとおりマニュアルを策定しました。

【 目 的 】

高齢者等が行方不明になり、家族から区・自治会長を通じ消防本部へ搜索の依頼があった場合、行方不明者の早期の安全確保のため、区・自治会が市、関係機関及び団体等と連携し、迅速な搜索活動を行うものとする。

【搜索対象者】

当人に家出の意思がなく行方不明になった者で、生命及び身体に危険の迫っているおそれがある者を搜索の対象者とする。

- ・ 一人では遠方に行けるはずのない高齢者等
- ・ その他、地域ぐるみで搜索が必要な者

【 役 割 】

区・自治会 市（消防本部・危機管理室）と搜索体制等を事前に協議する。その後、区・自治会長が地域づくり組織代表者、市等と連携して、行方不明者の搜索を行う。

地域づくり組織 搜索人員の確保要請を行い、地域づくり組織代表者が区・自治会長、市等と連携して、行方不明者の搜索を行う。

市（消防本部） 区・自治会長及び市（危機管理室）と搜索体制等を事前に協議する。その後、地域ＳＯＳ本部等と連携し、行方不明者の搜索を行う。

市（危機管理室・協働のまちづくり推進室） 市は、別途市対策本部を設置し、地域ＳＯＳ本部及び関係機関等との調整にあたる。危機管理室は、区・自治会長及び市（消防本部）と搜索体制等を事前に協議する。その後、市は、地域ＳＯＳ本部等と連携し、行方不明者の搜索を行う。また、郵便局等へ行方不明者の情報提供等を依頼する。協働のまちづくり推進室は、区・自治会及び地域づくり組織との連携、調整を図る。

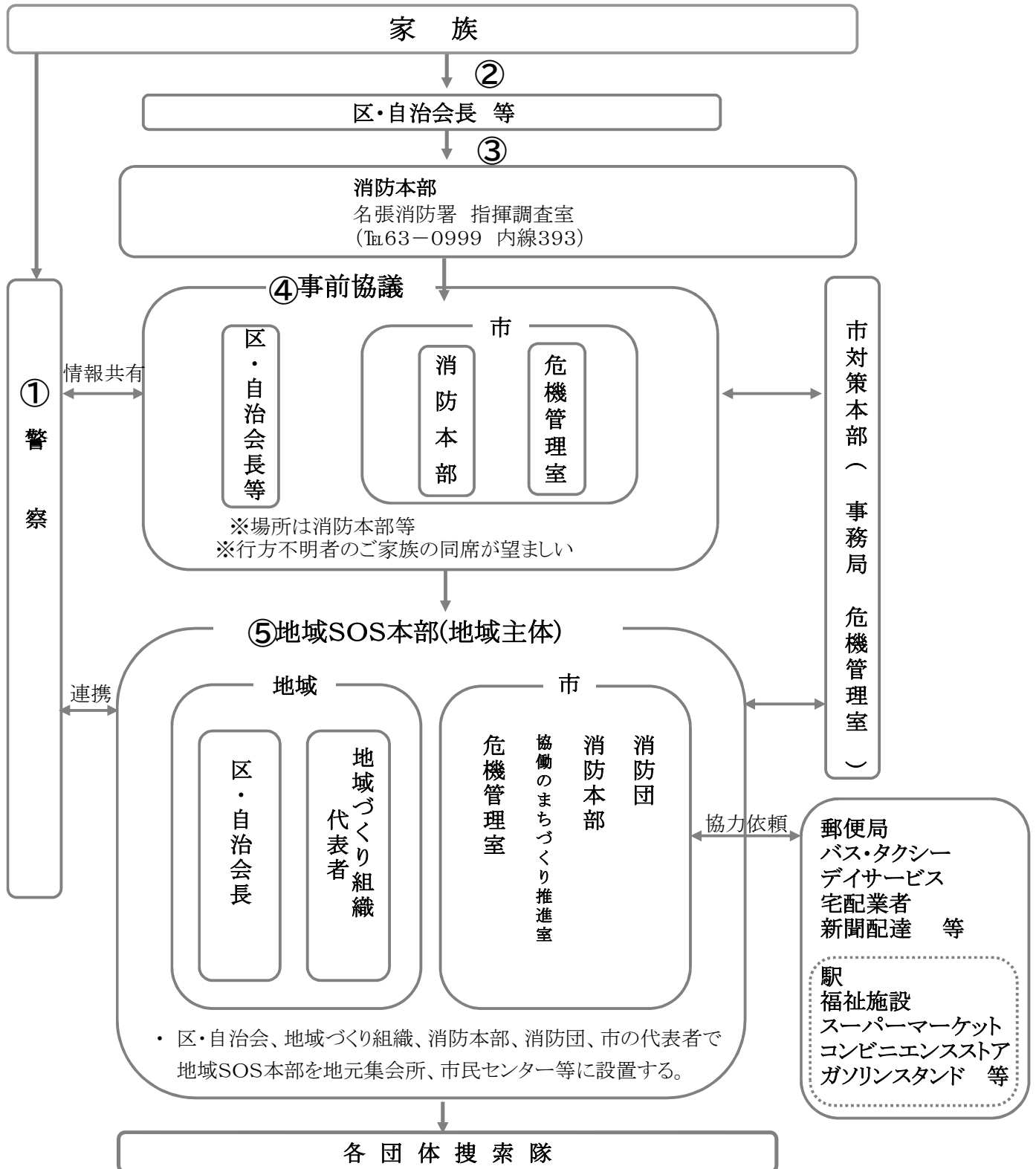
【家族への確認事項等】

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・ 氏名、住所、電話番号、性別、年齢 | ・ 行方不明時の服装、持ち物 |
| ・ 身体的特徴 | ・ 行方不明時の状況 |
| ・ 最近の写真の提出 | ・ 他機関への搜索依頼状況 |
| ・ 協力を求める範囲 | ・ 既往症 等 |

公開検索が必要となった場合の地域SOS体制

行方不明者のご家族は、まず警察へ捜索願を提出されます。

そのあと、ご家族が公開検索を希望される場合、その意思を尊重し、次の体制をとります。



- ① **捜索願の提出:** 行方不明者のご家族は、まず警察へ捜索願を出します。
- ② **相談:** ご家族が公開捜査を希望される場合に、地元の区長・自治会長等へ相談します。
なお、区長・自治会長等に連絡が取れない場合は、消防本部もしくは市へ相談される場合があります。
- ③ **連絡:** ご家族から公開捜査の依頼が入った区長・自治会長等は、消防本部へ連絡します。
- ④ **事前協議:** ご家族から情報収集を行いながら捜索体制を協議します。
- ⑤ **地域SOS本部:** 捜索人数、捜索エリア、期間などを決めます。